

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 計量器の定期検査の実施
飼料の試験の結果の概要
入会林野整備計画の認可
保安林の指定の解除予定(三件)
- ◇ 公 告 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
行政書士試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百七十六号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十年八月二十六日から
昭和六十一年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和六十年八月二十六日 午前十時から
正午まで 鳥取市 鳥取市賀露公民館

〃 午後一時から
午後三時まで 〃 鳥取市湖山公民館

昭和六十年八月二十七日 午前十時から
午後三時まで 〃 鳥取市立日進小学校

昭和六十年八月二十八日 〃 〃 〃

昭和六十年八月二十九日 午前十時から
正午まで 〃 鳥取市農業協同組合
中ノ郷支所

昭和六十年八月三十日 午前十時から
午後三時まで 〃 鳥取市立日進小学校

昭和六十年九月二日 〃 〃 〃

昭和六十年九月九日 午前十時から
午後二時まで 〃 〃

鳥取県告示第七百七十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十年六月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										その他の検査	備考	
				粗たん白 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性塩素 (%)	水溶性塩素 (%)	ベツ消化率 (%)	DCP (%)			TDN (%)
神戸市 日清製粉株式会社 社神戸飼料工場	米子市西三柳字 大沢16 島根米穀株式会社 社米子営業所	①日清印成鶏用配合飼料 サンルート 日清印子豚用人工乳 サニーコロラント 日清印肉牛用配合飼料 肉牛マツシユ	60.5 60.6 60.5	16.7 19.2 12.9	3.7 5.2 3.1	3.3 2.0 4.0	10.4 4.7 6.2	3.19 0.87 1.34	0.57 0.63 0.47							
神戸市 日本農産工業株式会社神戸工場 玉野市 加藤製油株式会社 社岡山工場		ノーサン印子豚育成用配合飼料 スベートN メーズ二混（細目）	60.5 60.4	16.9 10.4	3.7 2.8	4.5 2.2	0.70 0.60									
境港市 株式会社大伸水産 海産資源科学工場	境港市昭和町13-10 株式会社大伸水産 海産資源科学工場	大伸水産 フイックシュミール	60.6	70.6		12.8										
境港市	境港市外江町37 43-1	ぐみあい標準配合飼料 パワニチック前期	60.6	22.9	4.3	3.4	6.1	1.24	0.73						2,950	

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字浜通二四七五の一八一（次の図に示す部分に限る。）、二四七五の一八〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字柚小屋ヨリ門口迄九三四の一五二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧にする。）

鳥取県告示第七百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字奥ノ谷一〇四八の四九・一〇四八の六四・一〇四八の七九・一〇四八の八〇（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年七月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十年八月七日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市賀露町一七〇三番地一

日野栄之

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、昭和60年度鳥取県行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和60年7月26日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験の期日

昭和60年10月27日（日）

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 試験の方法等

方法	時 間	内 容
専門試験 択一式	午前9時20分から 午前11時20分まで	行政書士法（同法施行規則を含む）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、税法及び法学概論
教養試験		行政書士として必要な一般常識
作文	記述式 午前11時40分から 午後0時40分まで	一般的な課題

4 受験資格

昭和60年10月27日において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する

者。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者の他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が、これを通算して3年以上になる者
- (3) 知事が、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

5 受験手続

(1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、鳥取県総務部地方課（郵便番号680 鳥取市東町一丁目220番地）で、昭和60年8月19日（月）から交付する。

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書きし、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 受験申込み先及び受験申込手続

受験願書用紙に必要事項を記入し、次のアからウまでに掲げる書類を添えて、鳥取県総務部地方課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験申込み」と朱書きすること。

ア 履歴書

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（受験申込み前1年以内に撮影した上半身像の名刺判のもの）

6 受験申込みの受付期間

昭和60年9月2日（月）から同年9月21日（土）までとする。

なお、郵送の場合は、昭和60年9月21日（土）までの消印があるものに限り受け付ける。

7 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料
4,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書用紙の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

8 受験票の交付

受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

9 合格者の発表

昭和61年1月下旬の鳥取県公報に登載し、かつ鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知する。

10 合格証の交付

合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。

11 その他

受験手続その他この試験についての問い合わせは、鳥取県総務部地方課（電話0857—26—7056）にすること。

なお、郵便により問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封すること。